

仙台市災害情報センター移転整備事業 実施設計等業務委託仕様書

令和 7 年 4 月

仙台市危機管理局

仙台市災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託仕様書

第1章 一般事項

1 目的

本市では、令和10年度の供用開始を目途として市役所本庁舎の建替えを進めており、建替えに合わせて、本市の災害対策機能を担う「仙台市災害情報センター」を新庁舎へ移転する予定である。

移転に際しては、現状における災害対策機能の課題整理や見直しを行うとともに、防災情報システム等の導入により災害対策本部の機能強化を図ることを検討している。

防災情報システムは、地方公共団体が災害対応のために行う情報の収集や分析、災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにすることで、対応方針や対応措置の意思決定を支援するものであり、地方公共団体のニーズに応じた様々な機能を搭載していることが一般的である。

一方で、地方公共団体の行財政規模、地理的・社会的特性、防災上の課題は多種多様であり、市場に存在する数多くのシステムから最適な選択をして、高い品質と効率性を確保するためには、システム構築にかかる専門的知識と経験の享受が不可欠である。

このことから、本業務委託においては、昨今のICT発展や本市の災害対策を踏まえたシステム構築のための実施設計を行い、実施設計図書や調達仕様書等を作成するとともに、本市災害対策の要となる仙台市災害情報センターの機能強化のため必要な検討を実施するものとする。

2 委託業務名

仙台市災害情報センター移転整備事業実施設計等業務委託

3 履行場所

仙台市役所本庁舎2階 危機管理局執務室

仙台市青葉区役所4階 災害情報センター ほか

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 用語の定義

（1）災害対策本部

仙台市長を本部長とする災害対策の組織であり、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員にて構成。本部には各部、各区本部、本部事務局を置いている。

（2）災害情報センター

災害対策本部の拠点となる場所であり、本市の災害対策機能の中枢を担う。本部長や本部員が災害対策にかかる重要事項の協議決定を行う本部員会議室、本部事務局が災害に係る様々な情報の収集、整理及び伝達を行うオペレーションルーム、自治体や防災関係機関の応援職員の活動拠点となる応援職員スペース等にて構成。

現状の災害情報センター（以下、「現センター」という。）は本庁舎斜向かいの青葉区役所

に設置され、オペレーションルームのみ常設であり、本部員会議室や応援職員スペースは災害対応時に近接の会議室を一時転用して使用する。

6 対象システム

本業務委託で実施設計の対象となるシステムは以下のとおりとする。

(1) 防災情報システム

新本庁舎4階に移転整備を予定している仙台市災害情報センター（以下、「新センター」という。）におけるオペレーションルームを中心に、各部執務室や関連施設、避難所等で運用する。被害情報や避難所情報の収集・管理、対応状況の集約・分析・整理、庁内及び防災関係機関との情報共有、市民その他情報を必要とする関係者等に対して情報配信等が行えるシステム。

(2) 映像音響システム

新センターにおけるオペレーションルーム、本部員会議室を中心に、各部執務室や関連施設等に整備する。大型モニター、スピーカー及びマイク等で構成され、大型モニターには、災害対策本部が収集する各種映像やデータ、防災情報システムで管理する各種情報等を表示する。大型モニターへ表示する情報は、表示構成をプリセットまたはレイアウトフリーで切り替え可能で、かつ、専用操作端末を用いて表示サイズやレイアウト変更が容易に操作できるほか、庁内や関係機関等へ映像を伝送できるシステム。

(3) Web 会議システム

新センターにおけるオペレーションルーム、本部員会議室を中心に、各部執務室や関連施設等に整備する。新センター等に Web 会議用カメラ（マイク機能付）を設置し、各部執務室等（他の庁舎も含む）で災害対策本部員会議等の映像を閲覧することができる。また、防災関係機関等との Web 会議を可能とし、災害時における円滑な情報収集や情報共有、コミュニケーションを図ることができる、さらに、議事録の自動作成や要約が可能なシステム。

(4) その他システム

上記(1)～(3)に関連し、または、市の災害対策活動に有益と思われるシステムやサービス、設備（既存のシステムや設備の統廃合など、有効活用の必要性を含めて検討）。

7 関連法規等

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関連法規に従って行うものとする。

- ① 電波法及びその関係法令
- ② 建築基準法
- ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ④ 電気通信事業法
- ⑤ 有線電気通信法
- ⑥ 日本工業規格
- ⑦ 日本電機工業会規格
- ⑧ 日本電気規格調査会標準規格
- ⑨ 建設業法

- ⑩ 労働安全衛生法
- ⑪ 電気工事士法
- ⑫ (一社)電波産業会標準規格 ARIB STD
- ⑬ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」
- ⑭ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準図(電気設備工事編)」
- ⑮ 仙台市が定める条例及び規則等
- ⑯ その他、本業務の実施にあたり必要な関連法規

8 調査設備及び機材

本業務に必要と思われる調査設備及び機材は、受託者の責任で準備すること。なお、本市より貸与が必要なものについては、その旨を書面にて提出し、協議の上決定する。

9 着手時提出書類

受託者は、業務着手時に以下の書類を業務担当課に提出し、本市の承認を得るものとする。

- ① 業務着手届 2 部
- ② 実施体制図 2 部
- ③ 実施工程表 2 部
- ④ 業務計画書 2 部
- ⑤ その他本市が必要とする書類 2 部

10 諸手続

本契約に基づく調査等に必要なる諸手続は受託者が行うものとする。

11 損害賠償

本業務の遂行にあたり、第三者の施設などに損傷及び損害を与えた場合には、直ちに本市に報告するとともに、受託者の責任において速やかに処理を行うものとする。

12 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、本市に属するものとする。

13 守秘義務

受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、本市の承諾なく第三者に漏らしてはならない。

14 仕様書の疑義等

仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議して取り決めるものとし、受託者の一方的な解釈で本件業務を実施してはならない。また、協議において決められた事項は、本仕様書に優先する。

第2章 業務内容

1 実施設計策定業務

現状の本市災害対策本部の運営状況に関する調査を行ったうえで課題整理を行い、各システムの実施設計書を策定すること。

(1) 現状と運用状況の確認

現状及びネットワーク構成・台数・種類・運用方法、通信環境の冗長性や耐災害性等について、本市の提示する資料や現場確認、ヒアリング等により把握、整理すること。

(2) 課題整理と自治体事例調査

本市の地域防災計画や本市が提示する資料、ヒアリング等を基に、災害対策本部が効率的かつ迅速に関係各所との情報収集・共有・伝達を可能とする体制を構築するために課題になる点等を整理すること。なお、ヒアリングは本市危機対策課及び防災計画課の2者からの実施を必須とし、必要に応じて災害対策本部事務局に属する各班や災害対策本部各部を加えるものとする。

また、国や県の方針、他自治体事例を調査し、各機能及びシステム全体として先進的かつ信頼性のあるシステムの検討を行い取りまとめたうえで提案を行い、本市の視察先として有効と思われる自治体を、候補理由を添えて3団体程度提案すること。

(3) 実施設計書の策定

現状の課題解決と本市が必要とするシステムや機能等を整理したうえで本市と整備に向けた基本方針を確認し、実施設計書を策定すること。

実施設計として、システム全体の構成イメージのほか、機器等設置図面、配線・電気系統図、ラック搭載図等の図面図書、図面図書からの拾い書による設計積算書、システムの概要や構成する各機器等の機能等を表す仕様書、及び本市が必要とする資料を作成すること。

なお、実施設計書には、本市が定める「情報システム調達・開発・運用ガイドライン 第3章 7(2)イ 提出書類」に掲げる事項を包含するものとする。

(4) 報告書の策定

現状の運用状況、課題や他自治体の事例整理、実施設計書を取りまとめて報告書として策定し、提出すること。

なお、報告書は、その内容を予め本市と協議の上、令和7年9月19日（金）までに暫定版を提出することとし、策定後に差し替えを行うことを可能とする。

2 検討業務

実施設計に基づき、新センターに整備する各システム等について検討を行うこと。また、各システムの調達にかかる概算見積について、内訳の詳細が分かる形で令和7年9月19日（金）までに提出すること。

(1) 防災情報システム

市場調査やRFI（Request For Information）等を行った上で、3社以上の製品を比較検討し、本市に相応しい要件を検討すること。なお、RFIは必ず1回以上実施するものとし、必要に応じて複数回実施することも妨げない。（例：1回目は予算要求のための概算費用見積、2回目は調達・公告をかける際に参考とするためのより細かい見積を取得、など）。また、最低

2社以上の製品デモを本市役所等で実施できるよう企画し、各社の機能比較のほか、費用（導入費及び維持管理費用）、運用保守体制等についても比較を行うこと。

（２）映像音響システム

新センターの建築設計の状況を踏まえ、最適な映像音響システム及び制御用端末等の検討を行うこと。特に大型モニターについては、サイズ、機能、特性、メンテナンス性及び価格等について市場調査、RFI 及び各種比較検討を行うこと。また、実際に映像の表示状態を確認するために大型モニターを取り扱う事業者のショールーム等への視察提案を行うこと。

（３）Web 会議システム

映像音響システムと連携したシステムとして検討を行うこと。Web 会議を行うシステムの機能比較のほか、運用に使用するカメラ等資機材の機能、特性、価格等について、市場調査等を行い、比較検討すること。

3 実施設計業務

（１）実施設計図書の作成

以下のシステムや機器等の調達仕様書、設計図面図、設計積算書等による実施設計図書を作成すること。

- ① 防災情報システム
- ② 映像音響システム
- ③ Web 会議システム

（２）調達用プロポーザル資料の作成

災害時等に収集される情報の共有・配信等を行い、災害対策本部の意思決定や活動支援に使用する「防災情報システム」については、プロポーザルによる公募調達を予定しているため、提案用仕様書案や評価表案等、プロポーザル実施に必要とされる資料の作成を行うこと。

（３）その他資料の作成

その他、以下の資料を作成すること。

- ① 運用開始までの年度毎の整備スケジュールの策定
- ② 整備後5年間のランニングコスト計画の策定
- ③ 施工監理業務（調達時提案評価支援業務を含む）発注仕様書及び見積書の作成

第3章 成果品

1 成果品

「第2章 業務内容」に基づき、次の成果品を作成し、提出すること。

(1) 仙台市災害情報センター移転整備事業実施設計報告書

以下の資料については、令和7年9月19日（金）までに中間報告を行い、本市の承認を得ること。なお、中間報告時に提出した資料は、令和8年3月31日（火）までに必要に応じて加筆修正による再提出を可能とする。

- ① 予算要求のための基本計画書（本市が定める「情報システム調達・開発・運用ガイドライン 第3章7(2)イ提出書類」に掲げる事項が記載されたもの）
- ② 予算要求のための概算見積書（RFI等の結果を踏まえて算定した参考見積書で、機能比較検討や内訳の把握が可能なもの）

(2) 検討報告書

以下の各報告を取りまとめ、報告書として整理、提出すること。また、各報告書の概要をまとめた概要版を作成すること。

- ① 防災情報システムに関する検討報告
 - ・RFIに基づく検討報告
 - ・機能要件、非機能要件
 - ・システム連携イメージ図（他のシステムを含めた全体図。なお、現時点で確定している連携対象はない。）
 - ・その他、検討時提出資料
- ② 映像音響システムに関する検討報告
 - ・主要機器比較検討報告
 - ・機能要件、非機能要件
- ③ Web会議システムに関する検討報告
 - ・主要機器比較検討報告
 - ・機能要件、非機能要件
- ④ その他
 - ・市が必要とする資料（市と協議した上で決定すること）
 - ・自治体事例検討資料
 - ・各システム検討時提出資料等
 - ・今後の開発・運用にかかるスケジュール表

(3) 実施設計図書

- ・業務フロー、調達仕様書、設計図面、設計積算書及び関連資料

(4) 調達用プロポーザル用資料

上記(3)以外で、プロポーザルで必要となる資料（提案用仕様書（案）、提案評価表（案）等）

2 提出方法

成果物は A4 判ファイル綴じ各 2 部とし、編集可能な電子データを電子媒体（CD 等）で 2 部提出すること。

第 4 章 その他

1 業務の打合せ協議

月に 1 回程度、定例会議を設けて打合せ協議を行う。なお、打合せ協議は Web を原則とするが、業務着手時、中間報告時及び納品時、その他本市から求めがあった場合については、最低 1 名が対面方式で出席するものとする。

2 資料の提出時期

設計後の調達事業の予算要求スケジュール（令和 7 年 9 月 19 日まで）に合わせ、発注者の指示により概算事業費（内訳を記載し、提案内容の比較検討が可能なもの）並びに関連資料を作成し提出すること。

3 報告書の提出期限

業務委託期間内とするが、契約納期前に原案を提示し、発注者の確認を得ること。

4 その他注意事項等

- ① 業務の遂行にあたっては市の監督職員と緊密な連絡を取り、円滑な推進を図ること。
- ② 調査設計に必要な資料がある場合は、受注者が資料貸与の依頼書を作成したうえで、発注者が貸与するものとする。
- ③ 業務の実施に伴い必要とされる設備機器類は、受託者の負担で用意すること。
- ④ 業務に従事する技術者は、十分な経験と能力を有する者であること。
- ⑤ 調査設計過程で本仕様以外に、法改正若しくは計画に影響を及ぼす環境変化が生じると予測される状況となった場合においては、調査内容及び方法を含め随時実現性のある計画に修正すること。
- ⑥ 作成する各仕様等においては、特注品等を除き、業者を特定するものではないようにすること。
- ⑦ 本業務委託に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）は、本業務の成果品である調達仕様書に基づく業務委託等において、公平性の観点から、入札資格や公募型プロポーザル参加要件資格に制限を受ける場合があることに留意すること。

以上